様式第２号（滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第４条関係）

資格要件申告書

わたくしは、滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項各号に定める、資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件 ⟶ □

裏面から該当する要件の記号を記入してください。

令和　年　月　日

滋　賀　県　知　事　　様

申告者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号裏面

該当する資格要件

該当するものいずれか１つのカタカナ記号を□で囲み記入し、指定された証明書を添付してください。

滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第１号	**ア　大学院等在学経験者**：盛土令第22条第５号（宅造告示第１号）、都計法告示38第１号該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木,建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 **必要添付書類**　①在学期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) ②実務経験証明書(様式第３号)
	イ　大学卒業者：盛土令第22条第１号、都計規則第19条第１号イ該当 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	ウ　３年課程の短期大学卒業者：盛土令第22条第２号、都計規則第19条第１号ロ該当 短大で正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、土木,建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	エ　短期大学、高等専門学校卒業者：盛土令第22条第３号、都計規則第19条第１号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木,建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	オ　高等学校卒業者：盛土令第22条第４号、都計規則第19条第１号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木,建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)　②実務経験証明書(様式第３号)
	カ　認定講習会修了者：盛土令第22条第５号（宅造告示第２号）、都計規則第19条第１号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を含む十年以上の都市計画、造園に関する実務の経験を有する者で認定講習を修了した者 **必要添付書類**　①認定講習会修了証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)
	キ　技術士：盛土令第22条第５号（宅造告示第２号）、都計規則第19条第１号ホ(都計告示39)該当 技術士士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 **必要添付書類**　①技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 ②実務経験証明書(様式第３号技術部門を建設部門とする場合は、不要)
	ク　一級建築士：盛土令第22条第５号（宅造告示第３号）該当 一級建築士の資格を有する者 **必要添付書類**　①一級建築士登録証の写し
第２号	**ケ　国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者** 土木、建築又は宅地開発の技術に関し三年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①実務経験証明書(様式第３号)
第３号	**コ　国又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であった者** 土木、建築又は宅地開発に関し10年以上の実務の経験を有する者で、知事が特に認めた者 **必要添付書類**　①実務経験証明書(様式第３号)
第４号	**サ　二級建築士** 建築士法による二級建築士として四年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①二級建築士登録証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)
	シ　土木･建築･造園に関する一級施工管理士 建設業法による土木･建築･造園に関する一級施工管理士の資格を有する者 **必要添付書類**　①一級施工管理士免許証の写し
	ス　土木･建築･造園に関する二級施工管理士 建設業法による土木･建築･造園に関する二級施工管理士として五年以上の実務の経験を有する者 **必要添付書類**　①二級施工管理士免許証の写し　②実務経験証明書(様式第３号)

注）)この面で「盛土令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和 37 年３月 29 日付建設省告示第 1005 号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示 38」とあるのは、「昭和 45 年１月 12 日付建設省告示第 38 号」を、「都計告示 39」とあるのは、「昭和 45 年１月 12 日付建設省告示第 39 号」を表す。

様式第２号の説明

「資格要件申告書」記入上の注意

１　各欄の記入手順

（１）　あなたの資格要件を様式第２号裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。

なお、様式第２号裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。

（２）　様式第２号裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。

この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。

（３）　資格要件「ア」から「オ」に該当する方

「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証書等のコピーでは受付できません。

また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科･課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（またはこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります。（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）

（４）　資格要件「カ」に該当する方

「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。

技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

（５）　「実務経験証明書（様式第３号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。

（６）　提出年月日には、被災宅地危険度判定士養成講習会の開催日を記入してください。

（７）　「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。　なお、捺印は必要ありません。